指定管理者制度導入施設の管理運営状況【令和 6 年度】

※1~6,9:施設所管課記入

7:指定管理者記入

8:指定管理者及び施設所管課記入

指定管理者名 株式会社オニコウベ 施 設 所 管 課 大崎市鳴子総合支所地域振興課

1. 施設名

施設名	大崎市荒雄湖畔公園	施設の住所	大崎市鳴子温泉鬼首字湯沢地内
		電話番号	0229-86-3455

2. 施設の概要

設	置	年			平成27年 6月29日 設置条例等 大崎市荒雄湖畔公園条例
設	置		目	的	荒雄湖の周辺自然環境の保全及び整備を図り、自然に親しむ健全な余暇活動と健康の増進に寄与する。
施	設	の	内	容	テニスコート、炊事場、東屋、倉庫、遊具(ブランコ・滑り台等)
利	用	;	料	金	【1泊】 大人(中学生以上)1人 800円 子供(小学生)1人 600円 【日帰り】大人(中学生以上)1人 400円 子供(小学生)1人 300円
閉食	官日,	開	館時	間	開場期間 4月13日~11月24日 利用時間 午前9時00分から午後5時00分まで

3.これまでの管理運営状況

	期	間		管	理	形	態		管理受託者又は指定管理者等
平成	27 年度~平成	27 年度	1.直営	• 2.管理5	受託・3.指	旨定管理	・4.その他	2	㈱鬼首リゾートシステム
平成	28 年度~令和	2 年度	1.直営	• 2.管理	受託・3.指	旨定管理	・4.その他	3	㈱オニコウベ
	年度~		1.直営	・2.管理5	受託・3.指	旨定管理	• 4.その他		

4. 現指定管理者の指定期間

指定期間	令和	3年 4月	1日 ~	令和13年	3月31日 (10年	0ヶ月)	
選定方法	2	1.公募	(応募者数:	団体)	2.非公募			

5. 指定管理料

令和 6 年度(ア)	令和 5 年度(イ)	(ア) - (イ)
2,618 千円	2,618 千円	0 千円

※(ア)は当該年度、(イ)は前年度とし、それぞれ決算額ベース。

6. 指定管理者が行う管理運営業務の内容

指定事業(業務):

- ・観光案内情報の提供に関する業務
- ・施設の維持及び管理に関する業務
- ・利用の許可、取り消し等に関する業務
- ・利用料金の徴収、減免及び返還に関する業務

自主事業:

7. 利用実績等

(1)利用者数 (単位:人,件)

				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
4	令和	5	年度	9	416	394	171	144	206	259	116	クローズ	クローズ	クローズ	クローズ	1,715
4	令和	6	年度	167	430	203	95	85	166	261	155	クローズ	クローズ	クローズ	クローズ	1,562

吹上高原キャンプ場が満員になると、荒雄湖畔公園に流れ利用人数が増えることが多い。吹上キャンプ場は 主な増減要因 一昨年以上の利用者があったが、湖畔公園は、全般的に平日の利用が少なかった。 また、トイレや炊事場(給水施設)が少なく、それを嫌っての減少もあると考える。

※指定事業に係る利用者数を記載し、自主事業による人数・件数は記載しないこと。

(2)利用料金収入 (単位:千円)

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
令和	5	年度	23	513	177	81	78	104	221	85	クローズ	クローズ	クローズ	クローズ	1282
令和	6	年度	118	521	126	69	60	120	245	94	クローズ	クローズ	クローズ	クローズ	1353

主な増減要因利用人数は減少したが、利用料金のアップにより増額した。

[※]上段に前年度実績を記載し、下段に当該年度実績を記載すること。

[※]上段に前年度実績を記載し、下段に当該年度実績を記載すること。

[※]指定事業に係る利用料金を記載し、自主事業による収入は記載しないこと。

(3))サービス向上や利用者数の増加等のために実施した主な取組み
NF	PO法人山学校へ委託し、支障木の伐採や除草作業を実施した。
(4))施設利用者の主な声やその対応状況
F-4	イレの便器を和式から洋式にしてほしいとの声がお客様(特に女性)より多くあった。
(5))施設の管理運営における課題
遊指	水設備の老朽化により、大きな修繕費がかかっている(漏水事故)。 三具類が老朽化し、使用できなくなっている。修繕するか撤去してほしい。 定管理がスキー場等と一緒の管理契約になっているため、修繕費負担の区分が130万円となっている。管理収入が130~ 0万円の施設に対しありえない契約であり、できることなら免除してほしいが、せめて放牧場と同様に10万円にしてほしい。

8. 管理運営状況

	評 価 項 目	評 価 基 準	自己評価	所管 評価						
1 施設 2	全般の管理運営に関	する業務 ※ 該当しない項目については,「一」を記え	入してくか	ぎさい。						
(1)人	員配置	管理運営に必要な人員及び有資格者を配置している。	0	0						
(2)職	員研修	業務に必要な職員研修や教育等を適切に行っている。	0	0						
(3)管	理記録	各種の管理記録(業務日誌等)を適切に整備、保管している。	0	0						
(4)安	全管理	日常の安全管理や緊急時のマニュアル整備等の体制を整備している。	0	0						
(5)清	掃•維持管理	施設、設備等の保守点検や維持管理等を適切に行っている。	0	0						
(6)施	設等の修繕	施設や備品等の修繕を適切に行っている。	0	0						
2 利用	者に関する業務									
(1)利	用状況	事業計画書等に基づく利用者数や施設の稼働率がある。	0	0						
(2)利	用料金	利用料金の設定、徴収、減免、還付等の手続きを適切に行っている。	0	0						
(3)利	用者満足度	利用者ニーズの把握に向けた取組みを行っている。	0	0						
3 事業の	の実施									
(1)指	定事業	仕様書,事業計画書に基づく事業を実施している。	0	0						
(2)自	主事業	施設の設置目的に沿った自主事業を実施している。	0	0						
4 個人	青報の取扱い									
(1)個	人情報の保護	協定書等に基づき適切に個人情報を取扱っている。	0	0						
5 管理证	軍営業務の収支等		•							
(1)収	支状況	事業計画書等に基づく妥当な事業収支である。	0	0						
(2) 効	率的な運営	経費の節減や利用料金収入の向上に向けた取組みを行っている。	0	0						
(3)経	理事務	専用口座、帳簿等を備え、適切な経理事務を行っている。	0	0						
	評価	評価の考え方								
0	(優 良)	協定書や事業計画書等より優れた内容で管理運営を行った。								
0	(良 好)	協定書や事業計画書等に基づき適正な管理運営を行った。								
Δ	(課題有)	協定書や事業計画書等を下回る内容であり、一部の業務に改善が必要である。								
×	(改善要)	協定書や事業計画書等に基づく管理運営が行われなかったため改善を要する。								

9. 施設所管課の総合評価

当該施設については、平成28年から現在の指定管理者と管理運営の協定を締結し運営されている。 荒雄湖の周辺自然環境の保全及び整備をすることで、自然に親しむ健全な余暇活動と健康増進に貢献している。 指定管理業務については、協定書に基づき、適切な管理運営がなされている。

川に近いことやテニスコートが整備されていることなど,近くにある吹上高原キャンプ場との差別化を図り,混雑時は施設間で情報共有を行うなど,施設の利点を活かして利用者の増加とサービス向上に努められたい。